長期優良住宅認定申請手数料

　長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額が以下のとおり、変更となりました。

（１）長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（法第５条第１項から第３項）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 住宅の種類 | 確認書又は  住宅性能評価書 | | | 技術的審査なし | | |
| 新築 | 増築・改築 | 既存  (建築行為なし) | 新築 | 増築・改築 | 既存  (建築行為なし) |
| 一戸建て | 8,000円 | 13,000円 | | 57,000円 | 85,000円 | |
| 共同住宅  （500㎡以下） | 17,000円 | 25,000円 | | 127,000円 | 194,000円 | |

※法第６条第２項の規定に基づき、建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係に適合するかどうかの審査を申し出された場合、手数料条例で定める建築確認申請の審査手数料を上記表の額に加算する。

（２）長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（法第８条第１項）

１件につき、上記手数料に２分の１を乗じた額（１００円未満は切り捨て）

※法第８条第２項により準用する法第６条第２項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係に適合するかどうかの審査を申し出された場合、（１）と同様に手数料条例で定める建築確認申請の審査手数料を上記表の額に加算する。

（３）譲渡人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（法第９条第１項）

１件につき、２，２００円

（４）地位継承の承認の申請に対する審査（法第１０条）

１件につき、２，２００円